

情報I 個人情報(個人に関する情報)

教科書pp.16-19

プライバシー権と肖像権

- ・**プライバシー権**
- ・**私生活に関わる情報をむやみに公開されない権利**
- ・日本国憲法第13条の「自由及び幸福追求に対する国民の権利」に基づく権利
 - ・他人に知られたくない情報を知られない権利
- ・侵害された場合、民法上の不法行為に該当し、損害賠償請求等ができるものの、
プライバシー権を定めた法律はない
 - ・民法は私人間のルール

プライバシー権と肖像権

・肖像権

・みだりに撮影・公開されない権利

・有名人の経済的な促進力を

他人に使われない権利であるパブリシティ権がある

・プライバシー権と同様に、

「自由及び幸福追求に対する国民の権利」に基づく権利

・侵害された場合、民法上の不法行為に該当し、

損害賠償請求等ができるものの、

肖像権を定めた法律はない

・政治家などの公人に関しては、公務中の撮影などにおいては肖像権が制限されることがある

個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)

- ・個人のプライバシーを守りながら、事業者がデータ活用もできる仕組みを定めた法律
1. 問題: 企業が好き勝手に個人に関する情報を利用し、被害者保護が不十分
 2. 目的: プライバシー保護とビジネスや行政の個人データの活用を両立する
 3. 目標: 個人情報を扱うための決まり(法)を作成
 4. 評価: 複雑で理解されづらいものの、改正しながらある程度目的を達成するようになってきた

個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)

- ・公法の一つであり、刑事罰や行政処分が課される
- ・**個人情報**
 - ・生存する個人に関する情報で、
氏名、住所、生年月日等の記述により、
ある個人を識別できる情報または個人識別符号
 - ・個人の写真(個人に関する情報)や
マイナンバー(個人識別符号)
- ・**基本四情報**
 - ・氏名、住所、生年月日、性別
 - ・本人確認に用いられる

個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)

・要配慮個人情報

- ・人種, 信条, 社会的身分, 病歴, 犯罪の経歴
- ・不当な差別や偏見, 不利益などが生じやすく,
特に取り扱いに注意すべき

・個人情報を扱う事業者の主な義務

- ・個人情報収集の目的を明らかにし,
その目的以外に利用しない
- ・同意なしで第三者に提供しない